

経済財政諮問会議
議 事 録

(平成 17 年第 27 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2005 年 11 月 29 日(火) 14:33~15:52
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	安倍 晋三	内閣官房長官
同	与謝野 馨	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	竹中 平蔵	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	二階 俊博	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	麻生 太郎	外務大臣
同	川崎 二郎	厚生労働大臣
同	中馬 弘毅	行政改革担当大臣
同	小池 百合子	内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)
	三浦 一水	農林水産副大臣
	松村 龍二	国土交通副大臣

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 政策金融改革について
 - (2) 政府の資産・債務管理について
 - (3) 三位一体の改革について
 - (4) 平成 18 年度予算編成の基本方針(案)について
3. 閉会

(説明資料)

- 政策金融改革の基本方針
- 政策金融改革について(麻生議員提出資料)
- 政府資産・債務改革の基本的な方針
- 政府資産・債務改革について(谷垣議員提出資料)

- 地方交付税改革の推進（有識者議員提出資料）
- 三位一体の改革の推進に向けて（竹中議員提出資料）
- 谷垣議員提出資料
- 平成 18 年度予算編成の基本方針（案）
- 18 年度予算編成に向けて（有識者議員提出資料）

（配付資料）

- 竹中議員提出資料（参考資料）

（本文）

○議事の紹介

（与謝野議員） ただいまから、今年27回目の経済財政諮問会議を開催いたします。

本日の議題ですが、第1に、政策金融改革について御審議をいただきます。麻生大臣、川崎大臣、小池大臣、中馬大臣が出席され、また中川大臣は外交案件のため三浦副大臣に、北側大臣は国会のため松村副大臣においでをいただいております。

第2に政府の資産・債務管理について、第3に三位一体改革について、第4に平成18年度予算編成の基本方針について御審議をいただきます。

なお本日は、奥田議員は御欠席でございます。

時間が1時間15分程度しかございませんので、効率よく御審議をいただければと思っております。

○政策金融改革について

（与謝野議員） それでは、政策金融改革について、私から御説明を申し上げます。

お手元に「政策金融改革の基本方針（案）」という資料がございます。これを御参照いただきたいと思います。前回の民間議員による基本方針骨子からの主な修正箇所を中心に申し上げます。

1 ページ目の「1. 基本原則」に、「新たな財政負担を行わない」ということを追加しております。（2）の②でございます。

2 ページ目をお開きいただきまして、「2. 政策金融の各機能の分類」で、国民生活金融公庫の教育資金貸付は、「所得制限を引き下げ縮減して残す」こととしております。

一番の課題である組織論につきましては、3 ページ目をお開きいただきまして、「（2）政策金融として残すもの」でございます。前回の会議では、A案（1機関）、B案（2機関）、C案（3機関）をお出しいたしました。議論はほぼA案ということになっております。また与党とも調整を進めてまいりまして、与党の考え方も参照し、次の通りといたしております。

第1に、「1つの政策金融機関に統合することを基本」として、国民生活金融公

庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行の5機関について、「民でできることは民で」という原則に従い、スリム化した上で統合することを基本とすると書いてございます。

第2に、国際協力銀行については、国策としての援助機能についてのあり方そのものを議論する必要があるため、内閣官房長官の下に有識者からなる検討会を設置し、本年度中に、これは来年の3月末のことですが、統合の具体的内容を決定いたします。概要は以上でございます。

本案にて、諮問会議として決定させていただきたいと思っております。ただし、自民党と公明党のペーパーと比較しますと、若干、考え方が違う場所がございます。これは本日5時から開かれます政府・与党の協議の中で方向を決めて頂きたいと思っております。

まず、谷垣大臣から御発言をお願いします。

(谷垣議員) まずは、これだけの改革をまとめていただいたことにつきまして、お礼を申し上げたいと存じます。

その上で何点かコメントさせていただきたいと思っております。第1に、日本政策投資銀行と商工組合中央金庫に関しては完全民営化するというところでありますが、移行措置をとるとされております。資金調達への影響などを踏まえて、必要な措置はきちんと講じていかなければならないと思っております。マーケットでは既に政策投資銀行や商工中金について、国債等との利回り格差が出てきているといった影響が出ているようです。ユーザーにとっての利便性ということもございますが、この2機関は国民の大事な資産であるということもございまして、完全民営化に際して価値を減ずることのないように配慮してやっていくということは必要ではないかと思っております。

第2に、国際協力銀行につきましては、統合の具体的内容を引き続き検討していただくということですが、この基本方針(案)に書いていただいているように、外国との競争をにらんだ対外経済戦略の効果的実施という観点からは重要だと思っておりますので、こういった点はよく検討して、具体的内容を決定して頂きたいと思っております。

第3に、政策金融として必要な機能として、私は通貨危機対応も大事だと思っております。この基本方針(案)には、「民間金融機関も活用した危機対応体制の整備のため」と書いていただいておりますが、通貨危機は民間金融機関が一斉に引き上げることによって起こる場合もあるわけですから、残される政策金融の機能の中で、通貨危機対応も含まれると私は理解しておりますが、その点もよくご検討いただきたいと思っております。

今後、更に詳細な制度設計については、またいろいろとご議論させていただきたい、協力しながら進めてまいりたいと思っております。

(与謝野議員) 今の点について、昨晚、与党の皆様方と議論をいたしまして、移行期間については一定の幅を持たせて、政府・与党の合意の中で書こうということになっております。それから、危機管理については、自民党のペーパーなどは相

当詳しく書いてございますが、これも今、谷垣大臣御指摘の国際金融情勢における危機に対応できるということも政府・与党合意の中できちんと明示したいと考えております。

次に、二階議員から御発言願います。

(二階議員) 政府系金融機関の改革について、既に私の考え方は再々申し述べておりますが、商工組合中央金庫につきましては、中小企業の役に立つ改革は積極的に進めるべきであるとの決断のもとに、民営化の方向を打ち出したところであります。その内容について、特に重要な点は次の2点であります。

第1に、民有民営を目指すこと。第2に、民営化に当たって追加的な財政負担を求めないこと、この2点を中心に進めたいと思っております。ただし、中小企業を追い詰めることのないよう、商工中金の民営化に際しては、万全の移行措置を講ずるなど、必要な準備はしっかりとすることが重要だと思っております。特に、国の出資の扱いや金融債の発行継続など財務基盤を確保し、資金調達に支障を来さないように措置すること。また、いざという時に、中小企業の要請に応えられるようにしておくこと、この2つは大事だと思っております。中小企業者にとって、常に信頼できる金融機関とすることが大事であります。中小企業金融公庫等については、新機関が中小零細企業の期待に応えられるように、新機関において中小企業金融の明確な旗をきちんと立てることが重要だと考えております。

以上であります。

(与謝野議員) 次に、麻生臨時議員から御説明をいただきます。

(麻生臨時議員) 2枚紙の資料「政策金融改革について」を配付しておりますので、それを御参考いただければと存じますが、2点申し上げます。第1に、基本的にODAは、日本の外交の根幹だと思っております。したがって、これまで通り総理の強いリーダーシップの下で、基本的に外務大臣、外務省を調整の中核として実施されるべきものなのだと思います。

第2に、基本方針(案)の4ページ目の一番上で出てきているところでもありますが、「内閣官房長官の下に」という箇所について、ここでは「有識者からなる」とあるが、これでは閣僚は全然関係しないで、有識者で決めてしまうというような文章のように読めるのですけれども、それはいかがなものかという感じがいたします。外務省としては、外交政策の一環としてODAを実施しているわけです。また、従来から、対外経済協力関係閣僚会議というものをやっており、これは経済協力の基本政策について、幅広くいろいろなことをカバーしている会議ということになっていると思います。基本方針(案)の「内閣官房長官の下に」というところは、「対外経済協力関係閣僚会議の下、官房長官が主宰する」としてはどうでしょうか。両方とも主宰は官房長官ですから、「官房長官が主宰する」という文章を入れないと、これは有識者が全部決めてしまうという文章に読まれる可能性があると思いますので、それはいかがなものかと存じます。

(与謝野議員) その点についてお答え申し上げます。これについてはいろいろと、官房長官あるいは総理とも御相談したんですが、こういう問題はなるべく中立的

な方にきちんと物事を決めていただくのがフェアだろうと思っておりまして、ODA そのものを決める話ではなくて、国際協力銀行が一つの機関に統合される際に発生する問題をどう処理するかということが国策上、国策上というのは外交政策上適切かという観点ですが、この観点から物を決めていただく。ただ、物を決めていただくというのは、決定するという意味ではなくて、安倍官房長官に答申を出すという形で勉強して頂いて、安倍官房長官に報告書なり何なりを提出して頂く。その上で改めて全体統合のあり方を含めて、また皆様方に諮問会議でお諮りをすると、そういう手順を踏むことになると思います。

従いまして、有識者で全部決めるという話ではなくて、白紙の立場から御検討を頂いて、それに基づいて、更に諮問会議で最終的な決定をするということで、外務大臣の御意見も十分反映される形になると、私は確信をしております。

(麻生臨時議員) 基本方針(案)を読むと「決定する」と書いてあるから申し上げているので、有識者が全部決めてしまうというふうにも読むこともできるため、私としては、それはいかなものかと申し上げている。この点だけは確実にやって頂かないと、閣僚が全然無視されているという話は、とても了解できる話ではありませんので、その点だけはよろしくお願い申し上げます。

もう一点あえて申し上げさせていただきますけれども、「国策たる」という言葉が使われておりますが、あまり聞かれない言葉であるが。

(与謝野議員) どこですか。

(麻生臨時議員) 3 ページ目の下から 2 行目です。「国策」という言葉が急に出てきましたので、私たちの世代にとっては何ということはない言葉でありますけれども、最近あまり使われない言葉だと思います。外交政策の一環という意味だと説明されたので、その点を議事録にしっかり残していただきますように、よく入れておいてください。

(与謝野議員) はい。

(麻生臨時議員) もう 1 点、私は直接の担当ではないですが、沖縄が関係しますの。基本方針(案)を読むと、沖縄振興開発金融公庫も 1 機関の中に入ることになっているのでしようけれども、沖縄につきましてはぜひ御配慮いただきたい。この諮問会議で議論する話ではないのかもしれないかもしれませんが、政治的な判断は、沖縄に関しましてはぜひ御一考いただかないと問題になると思います。

(与謝野議員) 沖縄振興開発金融公庫については、民間議員の方とも随分議論をして、諮問会議としては 1 つに統合するという方針でまいりましょうということにしました。ただし、この問題は政策金融だけで判断して良い問題ではないと。やはり、沖縄をめぐる諸問題を政治が抱えているわけですから、それに関しては、自民、公明の与党並びに政府が高度の政治判断をする場面というのはどうしても必要だろうと。最終的には統合をするにしろ、そこに若干のというよりは、高度の政治判断を含める必要があるということで、これは今日の夕刻の政府・与党合意の中できちんと沖縄の問題に対応できるように協議をいただくことになっております。

(麻生臨時議員) ありがとうございます。最後に 1 点だけ。基本方針(案) 3 ページ目のところで、国際協力銀行分野でも「資源確保・国際競争力確保を除き、撤退する」とあり、これは一本化されるということだと思いますが、各金庫、公庫、いずれも給与が違おうと思うのです。そうすると、それを一緒にした場合は、給与水準はどこに合わせるかという点については、組合問題を考えておいていただく必要があります。この給与と組合の問題は簡単にはいかないという点だけは頭に入れて御対応いただく必要があるのではないかと、私が直接関係するわけではありませんけれども、そんな感じがいたします。

(与謝野議員) 承知しました。

それでは次に、小池議員による御発言をいただきます。

(小池臨時議員) ありがとうございます。お二方の大臣から大変な応援のお言葉を頂戴したのに尽きているのですけれども、昨日の自民党合同部会でも、沖縄振興開発金融公庫については政治的な配慮が必要であるという意見があり、また公明党の方でも、ほぼ同じ御意見が出ているものと承知いたしております。また、米軍再編と絡んで、今回の沖縄公庫のあり方というのが連日セットのように報道されておりますので、その意味では、大変政治的な判断が必要になってくる。もう一言言えば、沖縄に関して、もう少しいろいろな報道があっても良いのではないかと思います。特に産業・金融面での遅れという点では、例えば、日本経済新聞が向こうでそのまま読めるようにするなどというような側面的な配慮も、今後は必要なのではないかと付け加えさせていただきます。

いずれにしても、沖縄公庫の位置付け、あり方というのが極めて政治的な問題であるということで、ぜひとも御配慮をお願いしたいと思っております。

(与謝野議員) それでは、他の議員の方から、御自由に御発言をいただきたいと思えます。竹中大臣。

(竹中議員) 政策金融の改革は、50年に一度の大改革だと思います。昭和20年代の後半に今の制度の基礎ができて、本当に50年ぶりの大改革ということで、それにふさわしい改革となるよう、規模の半減、組織の統合、そして民営化そのものは完全な民有民営が必要などということをお願いしてきたのですが、基本方針(案)の内容は、それに沿った50年に一度の大改革にふさわしいものに概ねなっていると思います。

そういう認識のもとで、あえて細かい点だがちょっと気になることだけ申し上げます。第1に、基本方針(案) 1 ページ目に政策金融の機能として、「国際競争力確保」という表現があるのですが、これは前から気になっているのですが、国際競争力の確保のための政策金融というのは、WTOの分類上は補助金となります。補助金を出すということになると、これはWTO違反ではないかという議論も実はあり得るわけで、こういう広い表現で良いのかというのは前から気になっております。例えば、幼稚産業の育成などであれば、当然私は良いのだと思いますが、このようなことについては、最終版にはもう少し詰めていただきたいと思えます。

第 2 に、先ほど麻生大臣も触れられましたけれども、今回、実は雇用の問題等々、十分に議論されないで基本方針がつくられていますので、その分、制度設計が大変重要になると思います。これは行革担当大臣のところで担われることになるわけですが、この文章の書き方でよいかということも含めて、制度設計の責任の明確化をお願いしたいと思います。

第 3 に、3 ページに公営企業金融公庫についてありますが、これは廃止するという事は明言しておりますが、他の廃止する機関については移行期間の措置が書かれております。移行期間のことを書くのでしたら、公営企業金融公庫についても、移行期間の措置についてぜひ記載してバランスをとっていただきたいと思います。文章については、事務的に御連絡を申し上げます。

最後に、商工組合中央金庫について。商工中金という大変難しい組織を民有民営にするという二階大臣の御決断は、非常に重要であると思います。この御英断に私は敬意を表したいと思います。

その上でなのですけれども、商工中金の民有民営をどのようにするかということに関して、これはむしろ経済産業省というよりは財務省に御検討いただく問題だと思いますが、今日、二階大臣が記者会見で 4,000 億円の政府出資のうち、一部を準備金に振り替えるという御発言をなさっておられると聞いておりますけれども、これは財政支出をしないという方針と矛盾しないのかどうか。私は結論として、二階大臣の発言の方向でやっていただいたら結構だと思いますが、財務当局としては、きちんとした説明がそこは必要なのだと思います。

この点については、もう 1 つ。3,000 億円を準備金に振り替えるということは一体何を意味するかということ、政府が 3,000 億円、旅立つに当たって商工中金に差し上げますということの意味しますから、その取り分を出資者がとることになります。政府出資である 4,000 億円のうち 3,000 億円を準備金に振り替えるということになると、政府と民間の株式の持ち分がほぼ同じになりますから、そのため準備金 3,000 億円の半分は政府に返ってくるが、残りの半分は民間の出資者に行くということになります。そうすると、実はこれは政府すなわち国民から出資者に対する財産のトランスファーになるわけで、これが国有財産の処分という観点からうまく整理できるのかどうか。これは国会でも聞かれると思います。そういう理論的な整理、理論武装を私は財務当局にぜひお願いをしておきたいと思います。

以上です。

(与謝野議員) WTO に関することですが、資源確保・国際競争力確保を担う新組織が、補助金的なプロジェクトファイナンスを行ったとします。例えば、明らかにこれは補助金であるという種類の金融を行った場合には、他国から苦情があると思いますが、現在まで行っているいろいろなプロジェクトファイナンス等は、国際基準に合致したものであると思いますし、また、御指摘のように今後行う場合には、そういう国際ルールに抵触しないということは、きちんとやらなければいけないことだろうと思っています。

それから雇用については触れておりませんが、雇用不安を起こすのは好ましいことではありませんので、十分注意しなければいけない。

それから公営公庫の移行期間については、政府・与党合意の中できちんと書き込む予定でございます。

また、商工中金の話は、二階大臣の分野ですので、また改めて。

(二階議員) 今、竹中大臣からご指摘のあった点につきましては、また財務大臣ともよく打ち合わせをさせていただきます。

私が言いたいのは、政府は新たに資金を出さないことになっておりますが、それに沿って新たに要求するものではないということでございます。3,000億円の準備金は、今後円満に完全民営化に移行していくために大変重要な柱だと思っておりますので、財務当局ともまた十分打ち合わせをさせていただきます。

(与謝野議員) 麻生大臣。

(麻生臨時議員) 国際競争力の点は、今、竹中大臣が言われたとおり、大事な点だと思いますけれども、4ページ目の4行目「外国との競争をにらんだ」という表現もひっかかる表現になり得ると思います。

(与謝野議員) 牛尾議員。

(牛尾議員) 私も参加しましたので、個別のコメントは別にしまして、民有民営にする話と、これまで政府であったものが民間になるという大きな流れが2つできるわけです。天下りをしないということのみならず、将来、官の経験が非常に生きる分野もあることが考えられますので、実施をする5～7年の間に、「官から民」に雇用が自由に動けるような行政措置を真剣に考えるべき時期に来ている。ポータブルな年金をもって、行政から民へ、民から行政へと自由に動ける形をつくってやらないと、天下りを一方的に切るだけになってしまうのです。これは単に幹部だけではなくて、最近のように課長や意欲のある人が自由に動けるようなオープンな仕組みについて、真剣にプロジェクトをつくって考えるべき時期に来ている。特にこの問題は、知的な労働者が非常に多いものですから、官の独特の経験を積んだ人もいるわけで、そういう人が民に行くことや民間へ移ることも大事ですし、そういうことを検討するべきだということが1つ。

もう1つは、これだけ大規模な場合に民有民営は非常に大事なことで、民有とは何かということは非常に問題があるわけです。商工中金が、本当に民出身の株主だけになっていいのかという議論もあるわけです。これだけの資産を、初めに郵政公社のように全部を政府が持っていて、徐々に上場して自由に公募してとれるというのは公平な措置ですけれども、ある時期までの組合の債務者だけが恩恵を受けるということについては、何らかの工夫が必要だと思うのですし、民有民営という話においては、あらゆるところでこれから起こるわけです。その時の1つの措置は、十分検討して個別の当事者に任せる部分と、ルールとして原則を決める部分があり、それは賃金の問題も同様に、個別に任せる部分とルールとして原則にする部分があるから、こういうものについても、はっきり担当の行政でやるのか、それとも政治でやるのか、その辺りをきちんと5年以内に解決する必要

があるということを申し上げたいと思います。

(与謝野議員) 今の牛尾議員の第 1 点目についてですけれども、諮問会議でも民と官の人事交流、公務員制度全体のあり方、民間との接触面をどうするかということについて、率直な議論をしておく必要があるのだろうと思っております。

その他。中馬大臣。

(中馬臨時議員) ここまでまとめられた御努力には敬意を表しますが、これから先のこと、この 5 つの法人の統合がどういう形で実現し、将来的には、市場化テスト等も通じて、どのように見直すこととするのかなど、今後の検討課題があると思います。これを各担当大臣等もある程度詰めておいていただかないと、今後、国会答弁等ではかなり苦勞すると思いますので、そののところまで御議論ないしは詰めをお願いしておきます。

(与謝野議員) 他に御発言がなければ、配付した案を諮問会議決定といたしたいと存じますが。

(竹中議員) 今の議論については、修正はできないのですか。今申し上げた幾つかの点ですね。

(与謝野議員) どの部分ですか？

(竹中議員) いくつか、言葉遣いが良いかということが外務大臣からもありましたし、私からも申し上げたのですが、これは修正はもう時間的にできないということですか。今のを含めて与謝野大臣に引き取っていただいて、微修正をしていただければというふうに思います。

(与謝野議員) わかりました。今後制度設計等のときには、今回の会議の議事録も参考にしながらやらせていただくということによろしいですか。

(竹中議員) 修正できる部分は修正しておいていただきたいと思っております。

(与謝野議員) はい。

それでは、そのような御意見もございましたが、細かいことはお任せいただければと思いますが、総理、何か御発言は。

(小泉議長) よくここまでまとめていただきました。御苦勞さまでした。

(与謝野議員) それでは、皆さん御苦勞さまでした。ありがとうございました。

ここで麻生大臣、川崎大臣、小池大臣、中馬大臣、三浦副大臣、松村副大臣は御退室になります。

(麻生臨時議員、川崎臨時議員、小池臨時議員、中馬臨時議員、
三浦農林水産副大臣、松村国土交通副大臣退室)

○政府の資産・債務管理について

(与謝野議員) それでは、次の議題に移ります。政府の資産・債務管理について御審議をいただきます。これにつきまして、これまで議論を踏まえまして、経済財政諮問会議として決定する「基本的な方針」の案を作成いたしました。

この点については、まず修正についてお話申し上げます。資料「政府資産・債

務改革の基本的な方針（案）」を御参考いただきたいと思っておりますけれども、若干の修正をいたしましたので、修正部分だけお話し申し上げます。

1 点目ですが、総理の御発言を踏まえまして、民間の知見を活用する観点を加えておりまして、2.（3）及び（5）で「民間有識者・専門家の知見を十分に取入れる」などの表現を入れております。

2 点目としては、資産縮減に当たっては、金融資産残高の代わりに政府の資産規模全体を対象としております。ただし、外為資金・年金の寄託金及び売却困難な道路・河川等の公共用財産は対象から除外しております。

3 点目としては、早急に対応すべき課題として、国有財産の有効活用、また売却促進を行うこととしており、このような施策を強力に推進するため、次期通常国会に国有財産法の改正案を提出する旨記述しております。

最後に、国民への説明責任を果たすためにも、財務省が改革の方向と具体的施策を明らかにする観点から工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告することとしております。

以上、これまでの御議論を踏まえまして、「政府資産・債務改革の基本的な方針（案）」を作成いたしましたので、御審議をいただきたいと存じます。

まず、谷垣大臣から御説明をお願いします。

（谷垣議員） 私も資料を出させていただいておりますが、資産・債務改革につきましては、余分な資産の売却、あるいは資産・債務管理の効率化を通じて財政への貢献を図ることと同時に、スリム化を通じて金利変動リスク等を軽減することに意義があると理解をしております、高い目標を掲げて、それに向かって努力することは一つの手法であると考えております。

私の提出した資料の 1 枚目に、各資産の売却可能性をまとめさせていただきました。半減目標から、外為資金や年金寄託金及び公共用財産といった項目は除かれているわけですが、これらを除いたベースでも政府資産の対名目 GDP 比を今後 10 年間で概ね半減させるというのは相当厳しい目標でございます。資産・債務管理に責任を持つ私どもとしては、「基本的な方針」に沿って最大限努力をしてみたいと思っております。

公務員宿舎について申し上げますと、これまで都心における宿舎につきましては、都心 3 区内では危機管理用を除きまして、宿舎の新設を行わないといった措置を実施しております。今後の宿舎行政につきましては、都内の敷地利用率の低い宿舎の都心からの移転あるいは集約立体化等を含めまして、不要となった宿舎敷地を売却することによりまして、民間等における高度利用、有効活用に供すべきと考えております。その具体的な改善策につきましては、財政制度等審議会に御検討をお願いしているところでございます。

今月 22 日の諮問会議で、特会改革に関して検討することを申し上げました財政融資資金特別会計の金利変動準備金の取り扱いにつきまして御報告を申し上げたいと思っております。資料の 2 ページ目をごらんいただきたいと存じます。

財投改革の成果によりまして財投がスリム化してまいりまして、金利変動準備

金を他の用途に活用することが可能となってきたということでございます。この準備金は、歴史的に低金利の継続という特別の事情によりまして、数年間に生じてきたストックでございます。

それらを鑑みまして、他の歳出に充てるというよりも、国民共通の負債である国債残高の圧縮に充てるといふことといたしまして、これを明確にするため、国債整理基金への直接繰入れとすることといたしました。

具体的には、平成18年度におきまして、臨時緊急措置として、金利変動準備金から最大限取り崩し可能な12兆円、これは平成17年度末の金利変動準備金の概ね半分でございますが、これを国債整理基金に繰入れまして、買入消却をしまして国債残高を圧縮したいということでありまして、この措置は、特会改革のみならず資産・債務を同時に圧縮するという意味で、財政健全化に貢献するものと考えております。

私からは以上でございます。

(与謝野議員) それでは、御自由に御発言をいただけますか。本間議員。

(本間議員) 資料の最後のところで、地方における取組みについて具体的に提案をさせていただいております。地方においても、資産・債務の問題は根深く存在しているわけでございますし、専門性の点において、管理体制は必ずしもきちんと整理されているということもございません。その点で、ぜひ総務省におかれましては、各地方公共団体と協議しつつ、その資産・債務の有り様について、目標を設定しながらプログラム化をしていただいて、推進していただきますことをお願いしたいと思います。

それから、この案をまとめるのに相当事務方と調整をいたしました。その際の1つの大きなポイントは、政府内部における体制やそれぞれの所掌において、私も資金運用審議会や財制審にも関与しておりますので、いろいろ努力はしているわけですが、その分割した機能を連動させながら、総合的に対応できるかということになると、やはりまだ工夫の余地があるのではないかと感じております。前文で、国のバランスシート全体の位置付けの中で積極的に推進することを特別会計改革及び政策金融改革と結びつけ、この資産・債務改革との3点セットで行うことを強調させていただいております。現行の審議会の活用等だけでは、この点はまだまだ不十分だと思いますし、総理から前々回に御指摘いただいた民間のスピード感をどのようにこの中に入れ込んでいくかをプッシュするため、財務大臣におかれましては、「4. 国民への説明責任」にある、「18年度内に、工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告する」という中で、体制面における具体的対応を積極的に推進をしていただきたいと思っております。

例えば、政策金融、特別会計は、主計局と理財局が各省庁と調整するという形で、それは全て、部分部分でやっております。財務省内部における財政と金融のあり方、それから各省庁と財務省との関係といった仕組みに関する考え方ということ、工程表の中に盛り込んでいただきながら進めていただきますと大変ありがたいと思っております。

ぜひ、その 2 点についてお願いをいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(谷垣議員) 少し勉強させていただきたいと思います。

(与謝野議員) よろしゅうございますか。どうぞ。

(竹中議員) まず、資産・負債の重要な一部である特別会計の議論を前回行いましたが、財政融資資金積立金の活用について申し上げたところ、早速非常に大きな金額の活用について谷垣大臣からお話がありました。大きな金額を出すということに関しては敬意を表したいと思います。

その上で、しかし、財政融資資金は今後とも年間 2 兆円程度の利益が見込まれるわけですから、今回のワンショットにとどまらず、今後どのようにこれを進めていくのかということについて、引き続き、ぜひ御検討いただきたいと思います。

今日のペーパーでありますけれども、資産の縮減に関して、前は金融資産が対象となっていたわけですが、それが全資産をということでありますから、これは大変結構なことだと思います。その上で少々気になったのは、この中で 1. (2) の注) で、除外項目が書いてあるわけです。外為資金はスリム化の対象としない。これは取り崩せないだろうというのは一見 1 つの理屈なのですが、しかし実は外為資金 80 兆円のうち積立金が 14 兆円あるわけで、これを全額取り崩せとは言いませんが、これを活用するということは可能なわけです。外為特会から一般会計への繰入というのもあるわけですから、これについても、全くこれは除外することでは問題が残るのではないかと思います。

年金寄託金もスリム化の対象にしないということですが、これはぜひ民間議員のお考えを聞いてみたいと思います。年金寄託金も将来の年金のための重要な資産であるから除外するという趣旨だと思いますが、民間議員は以前から、当会議で個人年金勘定の創設を言っておられるわけです。個人年金勘定は、単に勘定だけではなくて、この資産を国民自らが個人年金勘定で保有して、国民自らが金融機関を選択するという方式も将来的にはあるわけです。発想を変えれば、これに全然手がつけられないということでは全くないわけです。そのような発想で、この資産を国民に実際に持っていただくということも将来的には可能なわけですから、これも一律的に対象外とする必要はないのではないかと。そこはもっと大胆にお考えいただいても、私は構わないのではないかと思います。

国有財産の中で独立行政法人への出資財産等があるわけですが、これについては、もう少し明確な議論をしていただいてもよろしいのではないかと思います。独立行政法人の出資財産というのは、文教施設、空港施設、国立病院などがあるわけで、空港施設を民営化している国もあるわけですから、これを民営化して売れば、財産を縮減できるわけで、そこに対してどのようなアプローチ、考え方で臨むのかということは、少し明示的に議論していただく必要があるのではないかと考えております。

最後に本間先生から、地方もしっかり取り組むべきと言っていたきまして、これはまさに我々やりたいと思っていることであります。ただし、国と違って地

方はむしろ会計制度そのものの整備から行わなければいけないという大問題を抱えておりまして、時間はかかるかもしれませんが、その根本的なところからぜひ改革をして、いつかもう少しまとまった段階で当会議でも御議論いただきたいと思っております。

(与謝野議員) はい。

(吉川議員) 竹中大臣からのお話にあった点にも関係すると思うが、政府の資産・債務が両建てであるものを整理することは合理的なことだと思います。前回、資産・債務の問題でも財政再建にどう貢献するのかが重要だという御意見があったが、そのとおりだと思います。その点から言いますと、結局国は借金があるわけですが、一方で国が資産を持っている。国が持っている資産のリターンが借金の金利よりも高いか低いかということが基準になるわけで、国が持っている資産のリターンは、事業会社のように全て金で表現できないけれども、社会的なリターンも含めて国が持っている資産のリターンが国債の利払いの金利に比べて、どれくらい高い収益性を持っているのかが大きな判断材料になると思う。いろいろ具体的な例が出てきているが、国が持っている資産は余り役に立っておらず、本来期待されるような役割を果たしていないのではないかと。もっとはっきり言うと、無駄になっているものもあるのではないかと。空き地というのは一番わかりやすい例だと思いますが、そういうものはこの際処分して、国債の償還に充てた方が財政再建に資する。これは、竹中大臣もおっしゃったように全方位で見直しして積極的に進めるということだと思います。

(与謝野議員) どうぞ。

(本間議員) 竹中大臣の御指摘の点は非常に重要な点だと思っております。1. (2) のところについては我々も相当議論をしたところであります。外為資金におきましても、為替のリスク等をどのように準備金として担保しているか技術的に詰めなければならない問題で、御指摘のとおり、議論の対象にするということとは十分あると思います。差し当たって、前回の議論は金融資産ということでしたが、それを押し戻すための1つのヘッジとしてこういう形になっているということで御理解いただきたいと思っております。

それから年金寄託金等についても、私も2001年に個人会計の導入の提案をいたしまして、最近では井堀東大教授もこういう提案をしており、根本的な年金改革をするという段階になれば、個人に帰属させるという部分は恐らく相当重要なポイントになってくるのだらうと思っております。したがって、この段階では余り着手せず、年金等のところで議論できる機会をつくって深堀りをしたいと考えておりますので、ぜひそのような御理解をいただきたいと思っております。

もう1つ重要な論点は、独立行政法人の資産・債務をどのように考えるか。結構金額が大きいということでございます。この点についても一度全部を整理して、諮問会議に問題提起させていただきたいと思っておりますので、今後の取り扱いにさせていただきますいただきたいと思っております。

(竹中議員) 今、本間先生がおっしゃるようなことでしたら、ここは「注)」で「ス

リム化の対象としない」というのは、いかにもその資産の状況に応じた対応をするということではないのですか。

(与謝野議員) 外為特会でたくさんお金が余れば、一般会計に過去繰り入れたことも多分あるはずです。

(竹中議員) 毎年のように繰り入れています。

(与謝野議員) ただ、外為特会であれだけドルを持っていると、円安や円高で大きなリスクが発生して、今は円安になっていますから、見かけ上、外為特会は評価益は多く出ていると思いますけれども、これで日米の金利差が縮まってきたりすれば、どのようになるかわからないので、簡単に手をつけてはいけないお金だと、それは手をつけられる部分もあるけれども、余ったから取り上げてしまうというお金ではないと私は思っています。

それから年金は国民から預かっているという性格があるので、その部分は考えていただかないといけないのではないかと思っていますけれども。

(竹中議員) おっしゃるとおり、これは要するにリスクヘッジでありますから、その積立金を置いておかなければいけないわけです。しかし今のように14兆円を置いておく必要があるかどうか。置いておく必要がないと思うから、これは毎年繰り入れているわけです。

(谷垣議員) その点は、毎年の税外収入の中では相当大きな部分を占めているのです。それは毎年発生するものですから、一般関係に入れていくということで、それはこれからもやるわけですが、ただ、この文章で、今後10年間で半減させるというスリム化目標の中に入れていただければ、為替の扱いの手を縛られてしまいますので、そこのところは自由度を残しておいていただかないと困ると思います。

(竹中議員) 「スリム化の対象としない」のではなくて、「柔軟に考える」とするなど、この半減の枠外で、しかし現実的に考えるということなのではないかと申し上げているわけです。同じことだと思えます。

(与謝野議員) よろしゅうございますか。

(小泉議長) 国有財産の額は大きくないだろうけれども、土地の価格が高いところ、特に都心の官庁の宿舎について、各省庁の資料を全部出してもらおう。この部分は売却不能と財務省で考えているようだが、なぜ不要なのか、不可能なのかをよく調べてもらいたい。財務省が不可能だと思っても、一般の人が考えれば不可能じゃないと思うところがある。財務省だけではなく、全役所にどれだけ官舎があるか資料を出してもらおう。特に土地の価格が高いところ。財務省が売却が不可能だと言っているところも出してもらい、なぜ不可能なのかという理由を聞きたい。私は不可能ではないところがあると思う。そういう点も資料を出して、提供してください。

(谷垣議員) わかりました。

(本間議員) 2ページの「3.」のところで具体的に手法等について言及しております。今の総理の御指摘を受けて、工程表と目標のところに具体的な提案をしていただいて、それで精査をするという段取りをぜひ年度内に行わせていただくとい

うことでよろしゅうございますでしょうか。

(牛尾議員) 民間の知見を入れて行くと。

(本間議員) 入れて行うということです。

(牛尾議員) おっしゃるように、民間の目で見ると。

(竹中議員) 今おっしゃったことを書いておく必要があるのではないですか。

(谷垣議員) 今の材料等をお出しいたしますが、先ほどのお話もあるように、リースバックをやるにしても、実行可能性などを相当考えなければならないのだらうと思うのです。時間がどのぐらいかかるかまだ十分整理できていないのですが、我々もねじをまいてやりますけれども、その辺りのいろいろな研究に若干時間がかかるかもしれないと思っております。

(与謝野議員) 本日、様々な御意見が出されたところでございますが、第 1 に、基本的に政府資産については、一定の資産を除いて長期的な目安を置きながら、資産のスリム化を進めること。第 2 に、売却可能な国有財産について、一層の売却を進めていくこと。これらについては概ね合意が得られたものと思っております。

配付した案を諮問会議決定といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(竹中議員) お任せしますから、先ほど申し上げたことをきちんと入れていただいてということだと思っております。

(本間議員) はい。

(牛尾議員) いろいろな意見を聞いた上で与謝野大臣が引き取るということで。

(与謝野議員) はい、わかりました。

(本間議員) 修文等また検討させていただきまして、与謝野大臣と相談させていただきます。よろしく願いいたします。

(与謝野議員) 財務大臣におかれましては、今後とも政府資産の一層の縮減を推進するとともに、民間の知見を活用した国有財産の売却にも御尽力をいただきたいと考えております。

次の議題に移ってよろしゅうございますか。総理から何か。

(小泉議長) 結構です。

(与謝野議員) それでは、三位一体改革について御審議をいただきます。

まず、有識者議員から資料が提出されておりますので、御説明をいたします。

本間議員、お願いします。

○三位一体の改革について

(本間議員) 資料のタイトルとしては、「地方交付税改革の推進」という形にいたしております。三位一体の改革は、官房長官の下で、精力的に御議論いただいておりますので、ここでは、3兆円規模の税源移譲と、それにつながる補助金改革を確実に実施してほしいということに言及しております。その上で、このペーパーは、地方財政計画並びに地方交付税改革に絞って、目に見える成果を上げるために積極的に取り組んでいただきたいことをまとめております。

まず、「1.」のところでございますが、来年度、平成18年度予算において、ど

のような課題を地方財政計画が持っているかということ①、②に整理しております。①は、国・地方が折半対象としている通常収支の財源不足額であります。この点につきましては、今年度 4 兆 3,000 億円存在するわけではありますが、これを第一段階として、早期に解消していくことが求められるのだらうと思います。これは、財源保障機能への依存を象徴しているような向きもございますので、平成 18 年度地方財政計画での財源不足の解消を目指して、思い切って歳出削減を行っていただきたいと考えております。この金額は恐らく地方税の動向、あるいは国税から移行する 5 税の収税の動向等にも依存するわけですけれども、今の状況から予想されることは、従来考えられた以上にこの目標は達成に近く行けることができるのではないかと、ここでは意味しております。

②は、ずっと諮問会議で議論してきました決算と計画が、地方財政計画上、大変大きな乖離を生じております。この点についても、説明責任という観点から、あるいは予算の精査という観点からも、これを放置しておくことは適切ではございません。そのため平成 18 年度地方財政計画では、投資的な経費、これは一般的、経常的な部分がプラスマイナスで存在しているわけですけれども、その両者の乖離をできるだけ近づけていくということでやっていただきたいと思います。その際、平成 17 年度地方財政計画では、投資的な部分の乖離を削って経常的な部分の一部を埋めるという形で措置をしたわけですけれども、平成 18 年度予算においてもそのような方策をとりながら、できるだけ決算と計画との乖離幅を小さくすることをお願いしたいと思っております。

それから、それを超えて交付税改革の更なる問題がございます。我々は、国と地方併せて基礎的財政収支の黒字化に向けて頑張っているわけですけれども、この点について財源保障機能の見直しの観点から、地方歳出も国と一緒に頑張って効率化していただきたいと考えております。そのためには、交付税の算定、これはマクロの地方財政計画とミクロの積上げ、基準財政需要額の算定の方法があるわけですが、これが詳細であり過ぎるということ、わかりづらいということもよく指摘されるわけです。したがって、説明責任を果たす意味でも、歳出区分の整理を早急に行い、交付税の算定の合理化に取り組んでいただきたいと思っております。

この①、②の問題は、もうずっと財務、総務の両省で予算のドタバタのところでは議論をし、辻つま合わせをしてきたということがございます。この点、やはり早急に根本的な解決を両省で協議していただいて、平成 18 年度内に検討状況を諮問会議に報告していただいて、この乖離幅、あるいはボリュームの点についての合意を国民の前に明らかにする。そして、予測可能性を高めていくことが求められているのではないかとということで、③を付けております。

もう 1 つは中期地方財政ビジョン。これは国の予算が決定されませんと地方の予算が決定されない。こうしたことが特に地方交付税の配付が決まってからということになっておりまして、地方公共団体が独自に財政計画を作ったり、あるいは行政改革計画をつくって、それを実施していくということは、意識も含めてなかなか進んでいかないということがございます。その点でぜひ中期地方財政ビジ

ョンをしっかりと策定していく。その中身として、①、②、③と書いておりますけれども、地方の財政収支、国の財政収支の実態をきちんと踏まえ、しかもフローだけではなくて資産・債務の内容も考慮しながら、マクロ経済との整合性を図っていく必要があると考えます。

さらには、地方の歳出機能については、国は指導するという立場にありますので、これについて直接的に指示・命令するということはなかなかできないわけですが、例えば、名目GDPの伸びを相当下回る水準に目標設定をして厳しく見直していくような行動もとっていく必要性もあろうかと思えます。

さらに、これも総理の御指示で交付税の不交付団体の目標を人口割合としたわけですが、目標と工程については、我々、50%ぐらいということも言っておりましたけれども、実態はまだ10%台でありまして、合併等も含めて御努力していただいておりますけれども、さらにこの目標実現に向けて積極的に取組み、そしてその工程というものも明らかにしていく必要性があろうかと考えております。

最後の点は、しかしそうは言っても、がんじがらめで地方を縛りながら強制化をするということでは、地方自治・分権の観点から望ましくないわけですし、地方が自主的に財政再建計画や行政改革というものを計画的に推進できるよう、地方交付税の予測可能性を高めて、それを支援するようなシステムづくりをぜひお願いしたいと思えます。

地方交付税改革につきましては、以上であります。

(与謝野議員) 申し訳ないのですが、三位一体改革は、今、官房長官の下で進んでおりまして、竹中大臣からの御発言の御要望もありましたが、総理の時間の都合もございますので、今日はこの論議はここまでにいたしまして、次の議題でございます「平成18年度予算編成の基本方針案」について御審議をいただきたいと思えます。

○平成18年度予算編成の基本方針（案）について

(与謝野議員) 「平成18年度予算編成の基本方針」につきましては、今月22日にお示ししました「平成18年度予算編成の基本方針」の主な事項案に沿って案を作成いたしましたので、その概要を説明させていただきます。

まず始めに、資料を見ていただきたいと思います。「I 我が国の経済・財政と構造改革の推進」です。ここでは、日本の経済の動向、基礎的財政収支の黒字化に向けた歳出・歳入の両面における見直し、「小さくて効率的な政府」の実現、デフレからの脱却などが書かれております。

次に、2ページにまいります。「平成18年度予算の基本的な考え方」が述べられておりまして、「(歳出改革の堅持・強化)」では、「改革の総仕上げ予算」と位置付け、一般歳出について前年度よりも減額するとともに、新規国債発行額につきましては、30兆円にできるだけ近づけることなどが書かれております。

次に、「(総人件費改革の推進)」では、「総人件費改革基本指針」に則した実行

計画の年内の策定を書いております。

さらに、3 ページの「(特別会計の抜本的な改革等)」では、特別会計の抜本的な制度改革の検討・実施、特定財源の一般財源化を含めた検討、道路特定財源の見直しなどについて書かれております。また、「(税制改革)」では、定率減税や研究開発、あるいは I T 投資等に対する減税の見直しの検討などについて書かれております。

最後に「(資産・債務改革等)」では、政府の資産の縮減を図ることについて記述をしております。

続いて、「Ⅲ 歳出の見直しと構造改革の推進」でございますけれども、1 から 4 までは、活力ある社会・経済の実現に向けた重点 4 分野について書いております。

5 から 7 までの「社会資本整備」では、きめ細かな重点化、入札・契約の透明性、公正性の確保などについて書かれております。

6 の「社会保障制度」では、前文において、被用者年金制度の一元化に向けた検討などについて書いております。「医療制度改革」の部分につきましては、政府・与党における検討状況を踏まえまして、その結論を書き込みたいと思っております。最後の「地方財政」についても同様でございます。

以上、大変簡単に御説明申し上げましたが、御意見を頂戴したいと存じます。

それでは、有識者議員より資料の提出がありますので、御説明をいただきたいと思っております。

(本間議員) 時間もありますので、簡単に、説明させていただきたいと思っております。

平成 18 年度予算は、構造改革をしっかりと継続強化をすることを強く訴えるものでなければならぬと思っております。最近の経済環境の改善により、歳入面で我々が予測していたよりも幾分良い状況が出てくると思いますが、厳しく歳出を見直して、「歳出・歳入一体改革」の第一歩として、力強く踏み出すべきであると考えております。

総理の「国債発行を 30 兆円にできるだけ近づける」との方針は確実に実現し、かつ、「歳出削減なくして増税なし」という基本原則をきちんと確認しながら各論に移っていただければと考えております。

(1) の「医療制度改革」につきまして、今、御議論をされているということは十分知っております。診療報酬の大幅な引き下げ、あるいは保険給付の範囲・内容といった点について抜本的に御議論をいただき、反映できるものについては平成 18 年度からお願いしたいと思っておりますし、公共投資については、概算要求水準に甘んじることなく、更に切り込んでいただければと思っております。

それから人件費につきましても、これまで議論してきたとおり、早急にこの効果があげられるようにしていくべきと考えておりますが、できるだけ地方も歩調を合わせて改革を行っていただきたいと思っております。

(4) の「地方交付税改革」につきましては、先ほど述べたとおりであります。

(5) の国債管理政策につきましても、ほぼ議論をいたしておりますので、省

略いたします。

特別会計、資産・債務管理については、目標と工程表を明確にしつつ、一般会計からの繰入等きちんとして精査をして効果をあげていく。そして、更に引き続きの年度において、この資産と債務の有り様について、資産売却も含めて抜本的にやっていくということを明示していくということが重要だろうと考えております。

(7) も、我々は半減ということを政策金融で言うております。これについても補助金等を厳しく精査し絞り込む、そういう行動として結びつけていく必要があるかと思えます。

それから(8)、民間議員が一番懸念しておりますのは、税制が継ぎはぎだらけで、年度改正という段階だけでとどまり、年末にまとめた形で議論されていることに、この国の中長期的な税制のあり方について、量の点だけではなく内容においても、国際競争力や経済活力との関係というものを重視しながら経済成長の両立を図っていく必要性があるかと思えますので、今回も経済活力に対する配慮と同時に、この後「歳出・歳入一体改革」を議論するわけですけれども、そこでは、諮問会議においても包括的な税制改革の検討を行うべきであるということをもとめております。

以上です。

(与謝野議員) 御発言のある方はどうぞ。

(竹中議員) 手短かに1点だけ。先ほどの民間議員の資料(4)にもありましたし、配布資料にもある、今後の地方財源における財源不足の話ですが、これは気持ちには非常によくわかります。これから谷垣大臣と相談して、一刻も早くこれを解消するように目指さなければいけないと思っています。その上でなのですが、ぜひ民間議員の皆さま方には、マクロのチェックをしていただきたいと思うのです。つまり、財政の論理は重要である、しかしマクロ経済の反応が重要である、それを両方見るのが諮問会議の役割でありますので、私が今暫定的にいろいろと積算すると、もし1年で4.3兆円の解消を目指そうと思ったら、税収の規模にもよりますが、1年間で地方の一般歳出を約6兆円減らさなくてはならないんです。6兆円を減らせと本当におっしゃるのかということなのです。つまり、これまでの4年間で地方は6.6兆円減らしたのですが、それと同じ額を1年間で減らさないといけない。これができたとしても、マクロ経済的には多分大変なことになります。GDPの1.2%に相当しますから。そういうマクロ整合的な議論を行う役割を担っていると思うので、ぜひ、そういう議論を今後させていただきたいと思えます。

(与謝野議員) どうぞ。

(吉川議員) 竹中大臣がおっしゃったことは、もちろん大変重要だと思っていますが、竹中大臣も御承知のとおり、その点は税収の見積もりに当然依存する。この点は総務省と財務省で同じ税収の見積もりでも随分数字が違うので困る。

(竹中議員) 税収の見積もりは財務省しか行っていません。総務省は行っていません。

(谷垣議員) 十分御議論させていただきますが、実は平成16年度地方財政計画で、財源不足分7.8兆円の削減を言ったとき、地方から大変叱られたわけです。しかし、7.8兆円から平成17年度は4.3兆円まで来ていて、3.5兆円を圧縮できたわけです。税収はまだはっきりしたことは言えませんが、ここからは竹中大臣とこれからよく議論させていただかなければならないのですが、かなり驚くほどでも変わらないのではないかという気もしているのです。この辺はこれから議論です。

(吉川議員) いずれにしても、竹中大臣の意見は、我々、内閣府でマクロ経済に対する負荷をきちんとチェックしろということですか。

(竹中議員) お願いします。地方についてもお願いします。

(与謝野議員) 来年の「歳出・歳入の一体改革」のときには、大きな額を占める地方財政と社会保障は、重点的に皆で一生懸命やらないと歳出・歳入の一体改革にならないので、これは少しつらいのですけれども、交付税改革は今の基準財政需要のあり方について、私は算定の仕方が本当に正しいのかと実は昔からそう思っているのですけれども、その点は総務省としては難しい仕事なんでしょうが、どうしてもそこは切り込んでいただかないと歳出の改革にはつながらないのではないかという気が以前からしております。

(竹中議員) 先ほど発言の機会がなかったので申し上げなかったのですが、総務大臣として一番やらなければいけない最重要の課題が交付税の改革だと思っています。不良債権の処理、郵政の改革に匹敵するぐらい難しい改革だと思っています。そのためには、かなり大がかりな改革の仕掛けが必要だと思っております。それは就任以来、今幾つか考えていることがございます。これは、三位一体の改革を決着して、地方も巻き込む形でやりたいと思っておりますので、しかるべき時期に全体の話、ぜひさせていただきたいと思っております。

(与謝野議員) どうぞ。

(本間議員) 今、竹中大臣がおっしゃった経済と国・地方の財政の関係をきちんと整理をしていかなければならないこと、負荷がどの程度かということも検討しなければならぬこと、そのとおりだと思います。次回は、できましたら私の粗い試算等も含めて、おおまかな関係について今の経済状況の中で起こってくるのではないかと、いったことを少し出させていただいて、枠組みの問題を議論していただければと思います。

(谷垣議員) 地方財政についてですか。

(本間議員) いや、全体としてです。

(谷垣議員) かなり医療改革等の論点を整理させないと、なかなかこれは議論ができないところがございますので、その辺りは、進捗自体によるのではないかと。

(本間議員) 今日は実は議論する予定にしておりましたが、そのようなお話がございましたので、与謝野大臣と調整をしています。基本方針をまとめていくこの段階で、やはり諮問会議として経済と財政の枠組みの問題については議論をする必要があるということで、今調整をさせていただいております。

(谷垣議員) その辺りはいろいろな問題点がございますので、いろいろと御配慮をいただきたい点がございます。

(与謝野議員) それでは、総理の御予定の時間も近づいておりますので、何か総理からございますか。

(小泉議長) できるだけ国債発行額は30兆円に近づける。難しい問題ですけれども、経済と歳出削減、全体を見ながらよろしくお願いします。

(与謝野議員) それでは、平成18年度予算編成の基本方針は、改革の総仕上げ予算にふさわしいものとする。これまで進めてまいりました構造改革の成果を反映させて、新規国債発行額につきましては30兆円にできるだけ近づけるという総理の御指示を踏まえてとりまとめていきたいと考えております。次回の諮問会議での答申に向けて調整をさせていただきたいと存じます。

以上で終了させていただいてよろしゅうございますか。

どうも御苦労さまでした。

(以上)